

一般財団法人みらい創造財団朝日のあたる家

倫理規程

一般財団法人みらい創造財団朝日のあたる家（以下、「当財団」という。）は、住み慣れた地域で人々が支えあい、生きがいを持って暮らせる社会参加の拠点や地域モデルをつくり、異分野をつなぐことで多世代が参加できる地域社会づくりと地域産業の活性化を目指す支援活動を行っており、東日本大震災によって地域の過疎化、少子高齢化による弊害が顕著に表れている県内の地域課題の解決に向け、また、地域の未来を創っていくうえで、当財団が担う役割は大きいと考える。

このような認識のもと、当財団が実施する全ての事業活動において、公正かつ適切な事業活動を行うための自主的な行動基準として、以下の倫理規程を制定し、その遵守と実践を行う。

当財団のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的な行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第1条 当財団は、すべての人の基本的人権を尊重し、国籍・民族・宗教・性別・年齢等、いかなる理由によっても差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

（組織の使命及び社会的責任）

第2条 当財団は、その設立目的に従い、広く公益の実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらなければならない。

（社会的信用の維持）

第3条 当財団は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。また、社会一般からの理解を得るための努力を行い、市民社会の一員としての地位を獲得し、それを保持しなければならない。

（法令等の遵守）

第4条 当財団は、関連法令及び定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第5条 当財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位

を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第6条 当財団の役職員は、その職務の執行に際し、当財団と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示を行うとともに、当財団が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 当財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、資金拠出者、維持会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(情報の保護・管理)

第8条 当財団は、業務上知り得た組織運営上の各種情報、並びに個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第9条 当財団の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第10条 当財団は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保するとともに、その遵守を実行あらしめるための公益通報者保護の制度を設ける。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和6年5月30日から施行する。(令和6年5月30日理事会決議)